

一般粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2）

番号	施設名	規模要件 (いずれかに該当すること。)
1	コークス炉	原料処理能力が ≥ 50 t/日以上
2	鉱物 （コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が $\geq 1,000$ m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア （鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が ≥ 75 cm以上 バケットの内容積が ≥ 0.03 m ³ 以上
4	破碎機及び磨砕機 （鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が ≥ 75 kW以上
5	ふるい （鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が ≥ 15 kW以上